

第53回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（要旨）

日時：令和3年10月15日（金）16：00～

場所：401 会議室

【協議事項】

防災監：これより、対策本部会議を開催する。愛知県が本日、午前中に本部会議を行い、17日をもって、厳重警戒措置が解除されることが決定された。今日の会議では、厳重警戒措置の解除に伴う市の対応を決めていく。まずは防災交通課より現状報告を。

防災交通課長：愛知県の7日間平均の新規陽性者数は、10月13日時点で37.3人と注意領域にあり、他の指標についても、表では陽性率が2.5%となっているが、現在はすべての指標が緑色の注意領域となっている。県内では、新規陽性者数が8月27日に、過去最大の2346人を記録したが、10月14日では35人と陽性者数は激減しており、感染状況は、落ち着いている状況。しかし、感染のリバウンドが起こることへの警戒感は続いており、引き続き感染対策の徹底が求められている。続いて、犬山市の感染状況について、資料の犬山市グラフは、犬山市の1週間の新規陽性者数を一つの単位として表しているものであり、県のグラフは毎日の新規陽性者数のグラフとなっている。比較すると、グラフの山の傾向についても同じような傾向を示していることがわかる。犬山市の新規陽性者数は9月に入り減少していき、10月14日、昨日の新規陽性者数では0人となっている。直近1週間の新規陽性者数は1人で、10万人あたりの感染者数は、1.36人となっている。

続いて、県独自の警戒領域の内容について、10月1日から始まった厳重警戒宣言による厳重警戒措置は、新規陽性者数や入院患者数が減少したことから10月17日をもって解除されることとなっているが、感染症のリスクは依然として続いているため、県では10月18日から愛知県全域を「警戒領域」として、基本的な感染防止対策を求めている。終わりの期限については、特に指定されていない。内容として、まず外出の注意点については、混雑している場所や時間を避けて少人数で行動することを求められているが、時間の制限はなくなっている。また、飲食店等に対する営業時間短縮や酒類の提供自粛等の協力要請についても制限がなしとなっている。その他、集会場や市民会館などについても、時間短縮の制限はなしとなっている。警戒領域として残っているのは、イベントの開催制限について。10月30日までが大声なしで収容率100%以内1万人まで。大声ありで収容率50%以内1万人までとしている。カラオケ施設の利用自粛についても制限なしとなっている。

これを受け、今後の市の対応として、公共施設の閉館時間については通常どおりに戻したいと考えている。ただし、すべて通常どおりではなく、県の警戒領域のお願い事項として、大声ありが収容率50%との制限が残っているため、同じように合唱など大声を出す活動や飲食を伴う活動についてのみ、引き続き収容率50%以内の制限を継続していく。期間は10月30日（土）まで。また、栗栖園地については、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動についての自粛についても解除されたため、栗栖園地におけるバーベキュー行為の制限を解除するとともに、駐車場の閉鎖も解除したいと考えている。

防災監：犬山市の対応についても、基本的には県の対策に方針を合わせていく。この案について、何か意見はあるか。

(意見なし)

経済環境部長：対策についての意見はないが、一点確認。犬山市は 30 日を区切りとしているが、市独自の期限として 30 日を設定しているのか。

防災監：公共施設の利用制限の期限については、県が、緊急事態宣言の解除後の経過措置として、30 日を目途としているためである。

教育長：対策については意見なしだが、近隣の市町村がどのように対策をしているか知りたい。犬山市だけ解除し、近隣市町が厳しい対策をとっていると、人が流れてくる可能性が高い。何か情報はるか。

防災交通課長：今回は、近隣市町に聞き取りはしていないが、扶桑町は犬山市と同じ対策を取ることを確認している。

防災監：今回は、解除する方向なので、どの市町村も県の方針に合わせる状況だと考えている。他に何か意見等はあるか。なければ、この対応で進めていく。市民への啓発メッセージや公共施設の取扱い情報については、本日中にホームページ、SNS で周知を行う。現状では、新型コロナウイルスは収束に向かっているかと思われるが、本日の協議内容に限らず、何か意見や報告はあるか。

教育部長：教育活動について、一点報告。

本日の会議をもって様々な制限が解除に向かっているため、教育委員会からも、保護者あてに周知が必要と考えている。学校の教育活動についても、しっかりと感染対策を講じた上で、徐々に再開していきたいと考えているので、報告だけさせていただく。

防災監：協議事項は以上。公共施設での利用者に向けた周知については、県が「警戒領域」として打ち出しているため、同じように、ポスター掲示により周知を行うこと。ポスターの様式は会議終了後、防災交通課より掲示するため、活用してほしい。今後の施設利用にあたっては、これまでと同様、検温やマスクなどの基本的な感染防止策は徹底してもらうようにすること。また、午後 9 時以降の利用制限も解除されるが、感染防止策を講じながら、利用者には丁寧に対応して行ってほしい。

10 月 30 日以降が一つの区切りとなっているが、それ以前に大きく状況が変われば、また会議の場で協議したいと考えている。

これで会議を終了する。